

見直しの趣旨及びポイント

見直しの趣旨

津市スポーツ推進計画は、平成23年に施行されたスポーツ基本法第10条に基づき、策定するものです。今回の見直しは、従来の計画の基本理念等を踏襲しつつ、法改正の趣旨やスポーツ基本計画等を参酌するとともに、津市総合計画後期基本計画（平成25年度～平成29年度）との整合性を図り、津市スポーツ推進審議会の審議を経て進めました。

見直しのポイント

スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、名称を「津市スポーツ振興計画」から「津市スポーツ推進計画」に改めるとともに、津市総合計画後期基本計画の基本施策との整合を図りました。

第1章 計画の策定にあたって

1 スポーツの必要性

スポーツは、心身の健全な発達に必要不可欠であり、体力向上、生活習慣病の予防、ストレスの解消など、心身両面にわたる健康増進に寄与するものです。

2 国と三重県におけるスポーツ施策

- (1) 国におけるスポーツ振興
 - ・スポーツ振興法（昭和36年）→スポーツ基本法（平成23年）
 - ・スポーツ振興基本計画（平成12年）→スポーツ基本計画（平成24年）
- (2) 三重県におけるスポーツ振興
 - ・第1次三重県生涯スポーツ振興計画（昭和61年）
 - ↓ 6次にわたる見直し
 - ・第7次三重県スポーツ振興計画（平成23年）



3 津市におけるスポーツ施策

本市では、特定非営利活動法人津市スポーツ協会、津市スポーツ少年団、津市スポーツ・レクリエーション協会、津市スポーツ推進委員会及び地区体育振興会などの各種スポーツ団体を支援し、連携を密にしながらスポーツの振興を進めています。

4 計画の目的

生涯にわたりスポーツを通して、健康づくりを奨励し、健やかな心と体をつくり明るく豊かなまちづくりの達成に向けたスポーツ施策の方向を示します。

5 計画の構成

「基本理念」「基本目標」「施策の体系」

6 計画の期間

平成21年度から平成29年度までの9年間（今回は中間期の見直し）。

第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして

2 基本目標

- (1) 津市産業・スポーツセンターの整備と経営
- (2) 競技力の向上
- (3) スポーツ・レクリエーション活動機会の充実
- (4) スポーツ施設の管理・整備

第3章 計画推進のための具体的施策

基本目標

具体的な施策

1) 津市産業・スポーツセンターの整備と経営

- ① 津市産業・スポーツセンターの整備
- ② 津市産業・スポーツセンターの経営
 - ア 指定管理者制度の導入による効果的・効率的な経営
 - イ 産業・スポーツ施設としてのプロモーション活動
 - ウ 三重武道館の運営

2) 競技力の向上

- ① 競技スポーツ団体の支援及び連携
 - ア NPO法人津市スポーツ協会の支援及び連携
 - イ 津市スポーツ少年団の支援及び連携
- ② 地域の競技力の向上

3) スポーツ・レクリエーション活動機会の充実

- ① スポーツ振興のための推進体制の確立
 - ア 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の地元開催に向けた受入体制の整備
 - イ 教育委員会との積極的な連携
 - ウ 各スポーツ団体と行政の連携・相互支援の強化
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ア 市民の週に1日以上スポーツを行う比率の増加
 - イ 自然の積極的な活用
- ③ 子どもから高齢者まで参加できるスポーツ・レクリエーション教室の開催
 - ア 参加者の増加
 - イ 健康づくり、体力づくり、基礎技術の向上
- ④ スポーツ・レクリエーションイベントの充実
- ⑤ 女性のためのスポーツ環境の充実
- ⑥ 高齢者のスポーツ活動の充実
- ⑦ 障がい者のスポーツ活動の充実
- ⑧ スポーツボランティア活動の充実
- ⑨ スポーツ指導者等の確保及び養成
 - ア スポーツ指導者等の顕彰
 - イ 積極的な地域活動への参加、地域におけるスポーツ指導
 - ウ スポーツ指導者の登録者数の増加、質の向上
- ⑩ スポーツ推進委員の育成及び支援
 - ア 活動の場の拡大
 - イ コーディネーターとしての活用
- ⑪ 津市スポーツ・レクリエーション協会の支援及び連携
- ⑫ 総合型地域文化・スポーツクラブの支援
 - ア 未整備地区における普及・創設支援
 - イ 既存の総合型クラブの支援
- ⑬ 地区体育振興会の支援
- ⑭ 海洋スポーツの普及・振興
- ⑮ スポーツ情報の収集・提供
 - ア ホームページ等インターネット媒体の利用
 - イ 広報紙等の活用
 - ウ 行政・民間放送の活用

4) スポーツ施設の管理・整備

- ① スポーツ施設の管理・改修
 - ア スポーツ施設の管理
 - イ スポーツ施設の改修
- ② スポーツ施設の整備
 - ア 新たなスポーツ施設の整備検討
 - イ 跡地利用の検討

今後の予定

平成27年2～3月 パブリックコメント
平成27年 3月 計画の策定

津市スポーツ推進計画(案)

スポーツを通して
心豊かな
活力あるまち津をめざして

津市
平成27年 月

目 次

<u>見直しの趣旨及びポイント</u>	- 1 -
<u>【見直しの趣旨】</u>	- 1 -
<u>【見直しのポイント】</u>	- 1 -
第1章 計画の策定にあたって	- 2 -
1 スポーツの必要性.....	- 2 -
2 国と三重県におけるスポーツ施策.....	- 2 -
3 津市におけるスポーツ施策.....	- 3 -
4 計画の目的.....	- 4 -
5 計画の構成.....	- 4 -
6 計画の期間.....	- 4 -
第2章 基本理念と基本目標	- 5 -
1 基本理念.....	- 5 -
2 基本目標.....	- 5 -
<u>(1) 津市産業・スポーツセンターの整備と経営</u>	- 6 -
<u>(2) 競技力の向上</u>	- 6 -
(3) スポーツ・レクリエーション活動機会の充実.....	- 6 -
(4) スポーツ施設の管理・整備.....	- 6 -
第3章 計画推進のための具体的施策	- 8 -
1 施策の体系.....	- 8 -
2 施策の内容.....	- 10 -
<u>(1) 津市産業・スポーツセンターの整備と経営</u>	- 10 -
<u>① 津市産業・スポーツセンターの整備</u>	- 10 -
<u>② 津市産業・スポーツセンターの経営</u>	- 10 -
<u>(2) 競技力の向上</u>	- 11 -
① 競技スポーツ団体の支援及び連携.....	- 11 -
② 地域の競技力の向上.....	- 12 -
(3) スポーツ・レクリエーション活動機会の充実.....	- 13 -
① スポーツ振興のための推進体制の確立.....	- 13 -
② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進.....	- 14 -
③ 子どもから高齢者まで参加できるスポーツ・レクリエーション教室の開催.....	- 14 -
④ スポーツ・レクリエーションイベントの充実.....	- 15 -
⑤ 女性のためのスポーツ環境の充実.....	- 15 -
⑥ 高齢者のスポーツ活動の充実.....	- 16 -
⑦ 障がい者のスポーツ活動の充実.....	- 16 -
⑧ スポーツボランティア活動の充実.....	- 16 -
⑨ スポーツ指導者等の確保及び養成.....	- 17 -
⑩ スポーツ推進委員の育成及び支援.....	- 17 -
⑪ 津市スポーツ・レクリエーション協会の支援及び連携.....	- 18 -
⑫ 総合型地域文化・スポーツクラブの支援.....	- 18 -
⑬ 地区体育振興会の支援.....	- 19 -
<u>⑭ 海洋スポーツの普及・振興</u>	- 19 -
⑮ スポーツ情報の収集・提供.....	- 20 -
(4) スポーツ施設の管理・整備.....	- 20 -
① スポーツ施設の管理・改修.....	- 20 -
② スポーツ施設の整備.....	- 21 -

見直しの趣旨及びポイント

【見直しの趣旨】

新「津市」は、平成 18 年 1 月 1 日に、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の 10 市町村が合併し誕生しました。

そして、合併後の市政運営の基本となる「津市総合計画」を平成 20 年 3 月に策定し、その目標の一つである「豊かな文化と心を育むまちづくり」の達成に向けて、スポーツ施策の方向性を示す「津市スポーツ振興計画」を平成 21 年 3 月に策定しました。

計画期間は、平成 21 年度から平成 29 年度までの 9 年間であり、今回、その中間期である平成 26 年度に、スポーツ基本法（平成 23 年施行）第 10 条に基づき、津市スポーツ推進計画として、見直しするものです。

見直しにあたっては、計画の進捗状況やその成果と課題を検証した上で、従来の計画の基本理念等を踏襲しつつ、平成 23 年に施行されたスポーツ基本法、平成 24 年に策定された国のスポーツ基本計画及び平成 23 年に策定された県の第 7 次スポーツ振興計画を参考に、また平成 25 年 3 月に策定された津市総合計画後期基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）との整合性を図るとともに、津市スポーツ推進審議会の審議を経て進めました。

【見直しのポイント】

- 1 スポーツ基本法では、これまで進めてきた様々なスポーツ振興策を、これからはより積極的に主体的に推進していくという趣旨で、スポーツ振興法では「スポーツ振興計画」であったものをスポーツ基本法では「スポーツ推進計画」と改めています。その法の趣旨を踏まえ、名称を「津市スポーツ振興計画」から「津市スポーツ推進計画」に改めました。
- 2 津市総合計画後期基本計画の基本施策との整合を図るため、当初計画の「(1)スポーツ・レクリエーション環境の充実」、「(2)地域の人材育成」、「(3)スポーツ施設の整備・充実」の 3 つの基本目標から、津市産業・スポーツセンターの整備と効果的・効率的な経営を進めるために「(1)津市産業・スポーツセンターの整備と経営」を、また平成 30 年に全国高等学校総合体育大会、平成 33 年に国民体育大会・全国障害者スポーツ大会という大規模な全国大会が三重県で開催されることを見据えて「(2)競技力の向上」の 2 つの基本目標を新たに追加しました。また、「スポーツ・レクリエーション環境の充実」と「地域の人材育成」の施策を「(3)スポーツ・レクリエーション活動機会の充実」に統合し、「(4)スポーツ施設の管理・整備」と合わせ 4 つの基本目標としました。

第1章 計画の策定にあたって

1 スポーツの必要性

スポーツは、英語の「sports」に由来する外来語で、広い意味では「楽しみや健康を求めて自発的に行われる運動」を、狭い意味では「競争・競技として行われる運動」を示す言葉であり、その語源はラテン語で休養・気晴らし・娯楽を意味する *deportare*（デポルターレ）といわれています。

時代背景、あるいは生活習慣の変化に合わせてその意味を多様化してきたスポーツも、1968年のメキシコオリンピック・スポーツ科学会議において国際共通語として「遊戯の性格を持ち、自己あるいは他人との競争、あるいは自然障害との対決を含む運動」と定義され、学校におけるスポーツ、レジャーにおけるスポーツ、チャンピオンシップのスポーツなど人によって様々な意味を持つ多義語となりました。現在では、スポーツは、心身の健全な発達に必要不可欠であり、体力向上、生活習慣病の予防、ストレスの解消など、心身両面にわたる健康増進に寄与するといわれています。

今後ますます生活の利便性や仕事への緊張が高まることが予想され、体を動かす機会が減少することが懸念されます。そうした中で、生涯にわたって一人ひとりのニーズに応じたスポーツに親しむ「スポーツライフ」を創造することには大きな意義があります。それとともに、明るく活力に満ちた社会の形成に結びつくことが期待されます。

また、スポーツという文化は本質的には、スポーツを愛好、享受する人々の自発性や主体性といったものが尊重されるべきであり、「法的な規制」というより「助成（支援・奨励）」が主体となるものでありますので、スポーツ行政体としての本市にとっては、市民一人ひとりが生きがいを持ち豊かな人生が送れるよう、スポーツにかかわる直接的・間接的諸条件（人的・物的・制度的など）を整えること並びにスポーツを広く普及及び奨励・推進することが狙いとなります。

2 国と三重県におけるスポーツ施策

スポーツ振興に関する法令は、国民生活という点からは憲法、教育基本法、社会教育法などがあり、健康や環境問題まで広げると様々な関係法が生じますが、国におけるスポーツ振興に直接的にかかわり、スポーツ振興の根拠法であり基本法である法令は、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」です。

国はスポーツ振興法に基づき様々なスポーツ振興施策を実施してきましたが、スポーツの実施目的の多様化、地域におけるスポーツコミュニティの重要性の高まり、プロスポーツの発展などスポーツを取り巻く環境は大きく変化をしています。

こうした状況を踏まえ、国は平成22年に今後の国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」を制定しました。

さらに、この戦略を基に、平成23年に「スポーツ振興法」を全面改正し、スポーツ

に関する基本理念を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を定める「スポーツ基本法」を施行しました。また、平成 24 年にこの法律に基づく今後概ね 10 年間のスポーツの推進に関する基本的な方向性を示す計画として「スポーツ基本計画」が策定され、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出をめざしています。

国におけるこうした動きとともに、三重県におけるスポーツの振興については、昭和 61 年に「第 1 次三重県生涯スポーツ振興計画」が策定されて以来、6 次にわたって計画が見直され、スポーツ施設の整備や競技力の向上、総合型地域スポーツクラブの育成支援などさまざまな取組がなされてきました。健康志向の高まりや余暇時間の増大などにより、より健康的で活力のある人生を送ろうという意識が高まる中、スポーツに親しむ人々のニーズも高度化・多様化しており、行政に求められる役割も変化してきています。こうしたことから、平成 23 年に今後 4 年間に取り組むための方策として、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現を基本理念とした「第 7 次三重県スポーツ振興計画」が策定されました。

3 津市におけるスポーツ施策

平成 18 年 1 月に誕生した新「津市」では、教育委員会事務局に生涯学習振興担当、スポーツ振興担当、青少年担当、公民館事業担当及び生涯学習スポーツ施設担当で構成される生涯学習スポーツ課を組織するとともに、各地域に事務所を配置しました。

競技スポーツについては津市体育協会（現：津市スポーツ協会）、ジュニアスポーツについては津市スポーツ少年団、レクリエーションスポーツについては津市スポーツ・レクリエーション協会、地域スポーツにおいては、体育指導委員会（現：スポーツ推進委員会）や地区体育振興会、スポーツクラブといったように各種スポーツ団体を支援し、連携を密にしながら本市のスポーツの振興を進めてまいりました。また市民体育大会やスポーツ教室、マラソン等のイベントについても積極的に取り組み、市民のスポーツ意識の高揚に努めてまいりました。また本市における潜在的スポーツ愛好者の掘り起こしのため、スポーツ・レクリエーション教室を例年開催し、スポーツ人口の増加を目指すとともに、学校体育施設開放事業などを通じて、地域での手軽なスポーツ活動機会の提供に努めてきました。

平成 20 年 4 月には機構改革を行い、教育委員会事務局に生涯学習振興担当、青少年担当、公民館事業担当及び文化財担当で構成された生涯学習課を組織する一方で、市長部局にスポーツ・文化振興室（現：スポーツ文化振興部）スポーツ振興課及び文化振興課を設置し、特にスポーツについては、市民のためのスポーツ・レクリエーションの総合的かつ効率的・効果的な振興に向けた取組に努めており、市民の活発なスポーツ活動が図られています。

また、市の重点施策である津市産業・スポーツセンターの整備について、平成 25 年

度に新産業スポーツ施設推進室を設置し、効果的かつ機能的な推進をしています。

4 計画の目的

この計画では、「津市総合計画」に掲げる目指すべき将来像「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を実現するため、同計画におけるまちづくりの目標の一つである「豊かな文化と心を育むまちづくり」及びスポーツ・文化都市宣言の「生涯にわたりスポーツを通して、健康づくりを奨励し、健やかな心と体をつくり明るく豊かなまちづくり」の達成に向けたスポーツ施策の方向を示します。

5 計画の構成

この計画は、「基本理念」、「基本目標」及び「施策の体系」で構成されます。「基本理念」では、本市の生涯スポーツの意義と現状を踏まえつつ、めざすべき生涯スポーツ社会の将来像を示します。次に、「基本目標」では、基本的な推進方針としてこれから重点的に取り組む分野を示します。そして、「施策の体系」では、重点的に取り組むことが望まれる具体的施策について提示します。

6 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から津市総合計画の計画期間の終期に合わせ平成29年度までの9年間とします。なお、スポーツ基本法の施行や津市総合計画後期基本計画との整合性等を図るため、中間期である平成26年度に見直し、本計画の充実を図りました。

第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

スポーツ活動は、自発的に学ぶ力を身に付け、毎日を生き生きと過ごし、自分らしい生き方を実現することを可能にします。そして、自分の生き方の実現だけでなく、スポーツ活動を共にし、互いにふれあうことを通して、人間としての個性を尊重し合ったり、学んだ成果を地域に広げて、生きがいにあふれた活力ある社会を築くことをも可能にします。その意味で、市民のスポーツ活動が人づくりやまちづくりに結びつきます。

スポーツ活動は、本来的に個人の自発性や主体性に委ねられた活動であり、経済的、社会的、時間的に恵まれた人々だけのものではありません。スポーツの機会はずべての市民に平等に提供されるものです。スポーツ基本法においても、その前文において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と定めており、行政は、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に参加できる場の提供に努めることが必要です。そして、市民による市民のための活動の場を支援することにより、心豊かで元気あふれるスポーツ活動によるまちづくりを進めていくことが必要です。

このようなことから、本市のスポーツの基本理念として「スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして」と定めます。その上で、スポーツ施策の総合的な指針を明らかにするとともに、生涯スポーツを推進するための施策の体系を示します。

基本理念

～スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして～

2 基本目標

基本理念である「スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして」には、市民の一人ひとりが自発的あるいは意欲的に地域でスポーツ活動を行い、交流の場づくりを進め、スポーツによる成果を地域に広げていき、その中でスポーツ活動を通じた人づくりとまちづくりが達成されることへの願いが込められています。

こうした活動の展開を支え推進するために、「津市産業・スポーツセンターの整備と経営」、「競技力の向上」、「スポーツ・レクリエーション活動機会の充実」及び「スポーツ施設の管理・整備」の4つの基本目標を掲げます。

(1) 津市産業・スポーツセンターの整備と経営

○サオリーナ、三重武道館、メッセウイング・みえで構成する津市産業・スポーツセンターの平成29年11月からの一体的な施設供用開始に向けての整備を進めるとともに、効果的・効率的な施設の経営を目指します。その一環として、大規模な競技大会等の誘致のほか地域経済や産業の振興につながる産業・スポーツ施設としてのプロモーション活動を市内外に向けて行います。

(2) 競技力の向上

○市内のスポーツ活動を牽引する競技スポーツを奨励するために、NPO法人津市スポーツ協会等の活動を支援します。また、実力のあるチームやアスリートを招き、地元のチーム等と交流試合や合同練習を行うなど、次代を担う子どもたちの育成指導並びに指導者の育成に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション活動機会の充実

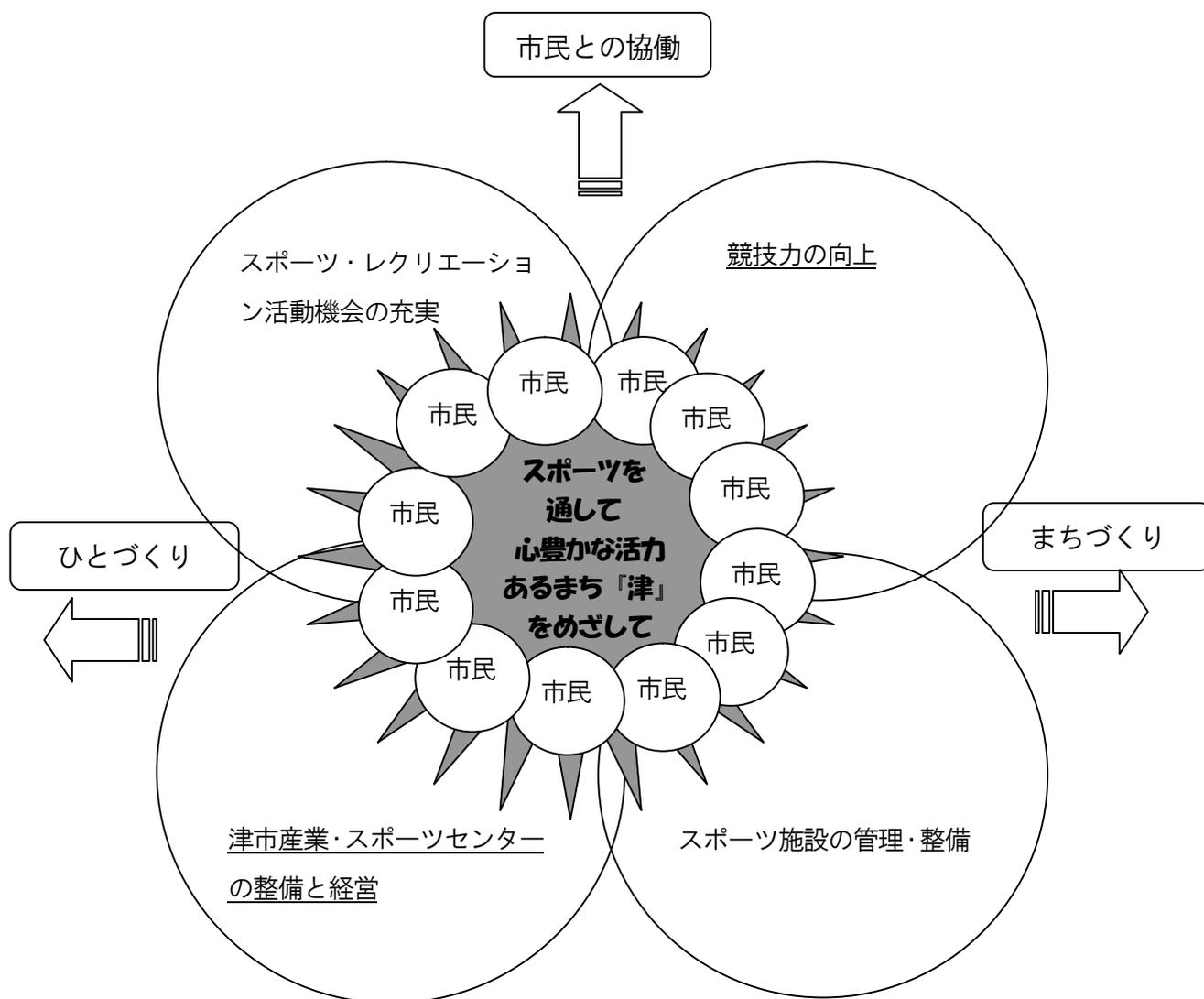
○幅広い年齢層におけるスポーツニーズに対応した多様なスポーツに係る機会を提供するとともに、必要に応じていつでも自由に選択できるようスポーツに関する情報の充実を図り、市民の自主的なスポーツ活動を促進します。

○生涯にわたって健康で心豊かな生活を送るために、スポーツ・レクリエーションの推進を通じて健康づくりや体力維持、地域で活躍する指導者等の人材育成などを図るとともに、市民、団体及び行政の連携強化をしてコミュニティにおけるつながりも深めます。

(4) スポーツ施設の管理・整備

○体育館等のスポーツ施設については、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、既存施設の有効利用のほか、必要に応じ機能の拡充を図るとともに、屋外型スポーツ施設の整備の検討を進めるなど、市民ニーズを踏まえ市民がスポーツ・レクリエーションに取り組める環境づくりを進め、生涯スポーツの充実を図ります。

〈基本目標のイメージ図〉



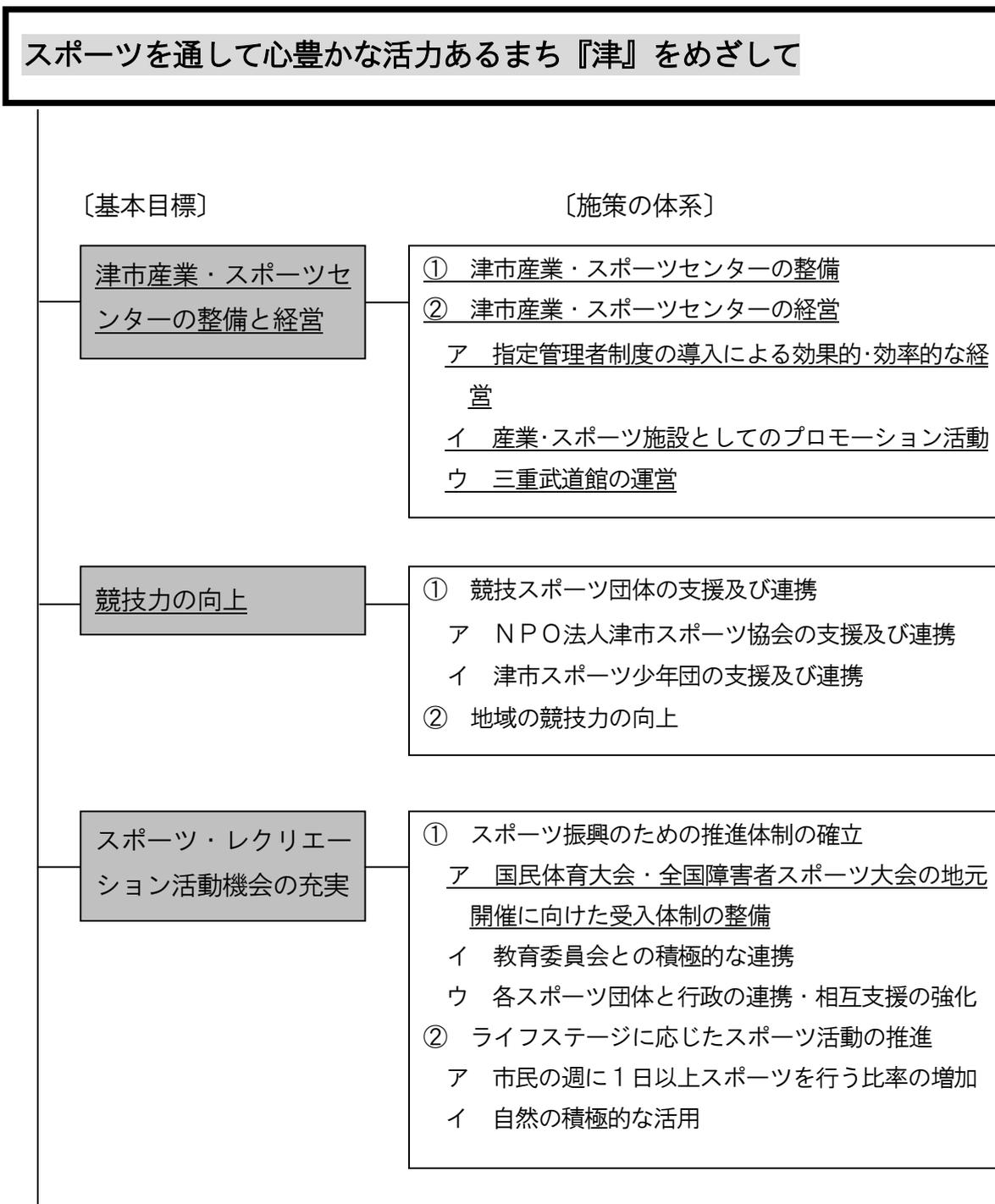
「津市産業・スポーツセンターの整備と経営」、「競技力の向上」、「スポーツ・レクリエーション活動機会の充実」及び「スポーツ施設の管理・整備」の4つの基本目標を積極的に推進することにより、「スポーツを通して心豊かな活力あるまち『津』をめざして」をめざす活動が活発化し広がっていき、市民と行政との協働やスポーツ活動を通じた人づくりやまちづくりが達成されます。

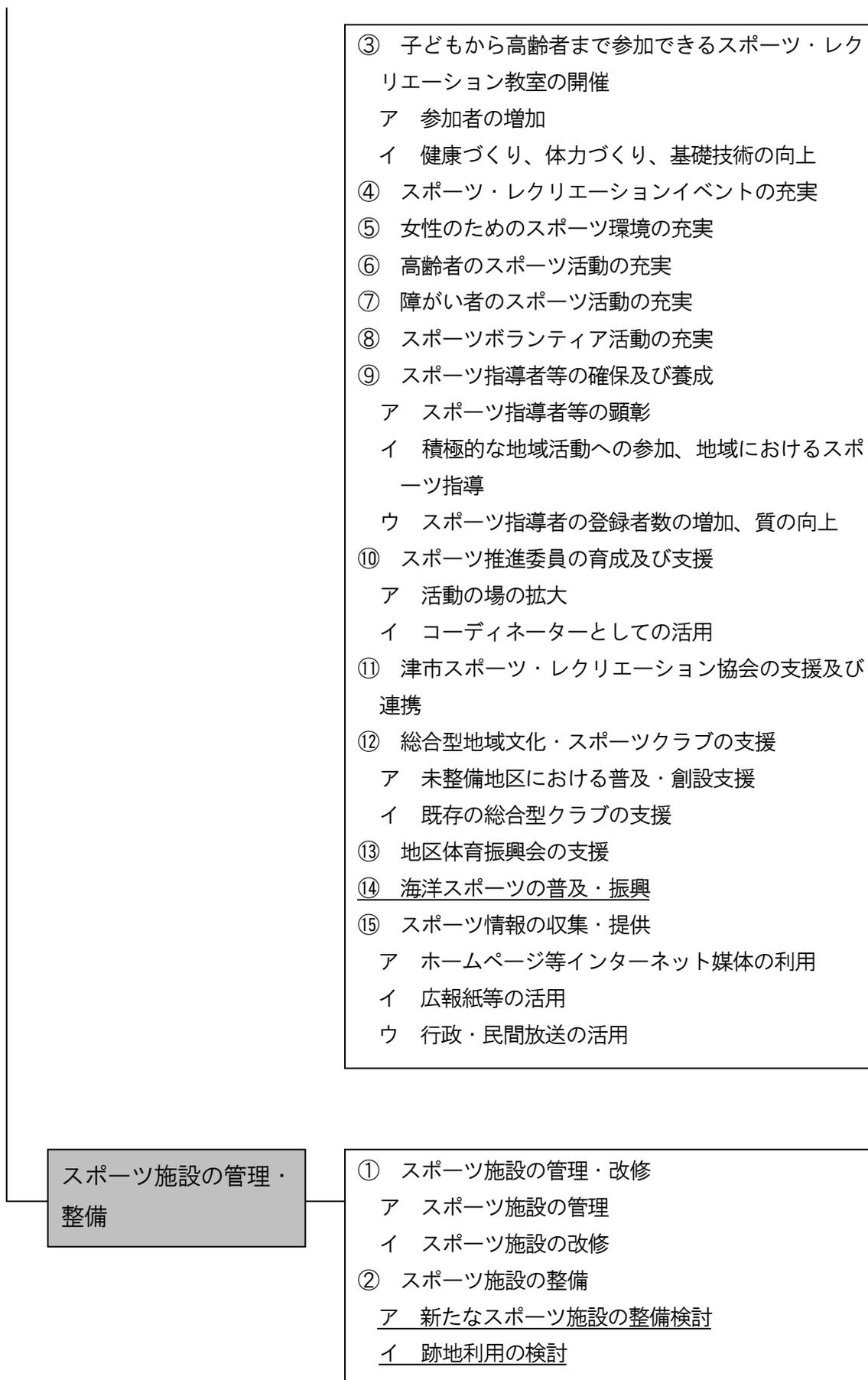
第3章 計画推進のための具体的施策

1 施策の体系

〈施策の体系図〉

〔基本理念〕





2 施策の内容

(1) 津市産業・スポーツセンターの整備と経営

① 津市産業・スポーツセンターの整備

【現状と課題】

○本市のスポーツ施設は、各地域に分散した配置となっていることから、地域単位でのスポーツやレクリエーション活動には対応できるものの、県都として全国レベルの大規模な大会を誘致し、開催するには施設不足の状態にあります。そのため、「津市屋内総合スポーツ施設基本計画」に基づき、津市産業・スポーツセンターの整備を進めています。

【具体的な施策】

- サオリーナ（アリーナ、屋内プール等）、三重武道館、メッセウイング・みえで構成する津市産業・スポーツセンターの平成29年11月供用開始に向け整備し、スポーツと産業の振興、発展を図ります。
- 老朽化の著しい津市体育館、津市民プールは、サオリーナ内に移転整備し、新たな施設として生まれ変わります。特に体育館機能については、メインアリーナ（バレーボールコート4面）、サブアリーナ（バレーボールコート2面）で構成され、規模・機能ともに県内屈指の施設にグレードアップします。
- 三重武道館については、現在の三重武道館の移転整備という形で三重県と作業を進めており、三重県全体の武道振興の拠点施設としての整備を行います。

② 津市産業・スポーツセンターの経営

【現状と課題】

- 津市産業・スポーツセンターについては、新たなスポーツ施設と産業展示施設であるメッセウイング・みえの異なった機能を併せ持つこととなるため、施設の運営については、質の高い利用者サービスの提供や施設の連携による運営の最適化など、サービスの向上と利用促進を図る必要があります。
- 既存施設では困難であった大規模な競技大会等の誘致のほか、スポーツ団体等との連携による各種大会や市民利用の拡大等を進める必要があります。
- 施設の安定的な運営の実現に向けて、本市と指定管理者が連携しながら、複合施設の機能を最大限に活かし、継続的な改善を行い、併せて民間の創意工夫を積極的に反映させた施設経営に努めることで、施設の環境負荷の軽減、長寿命化、トータルコスト削減を重視した施設経営を計画的に進める必要があります。

【具体的な施策】

- ア 指定管理者制度の導入による効果的・効率的な経営

- 質の高い指定管理者を選定し、大規模なスポーツ施設と産業展示機能を併せ持つ特徴を生かした利用者本位の効果的で効率的な施設の経営を行います。民間事業者の経営ノウハウ、創意工夫、営業活動等そのスキルをフルに活用し、快適な利用者サービスを提供するとともに、施設の価値を最大限に活かした経営を行い、利用促進と経費削減を図ります。
- 利用にあたっては、競技団体はもとより市民が伸び伸びと快適に利用できるよう、関係団体等との連携、協調による各種スポーツ大会や教室等を開催するとともに、市民の一般利用枠を拡大するなど利用しやすい環境を整え、市民のスポーツ活動への意欲を高めるとともに、健康の増進、競技力の向上に努めます。
- 施設的能力・価値を最大限に活かして、収益性の高い事業等も誘致することで、収入を確保し、施設の適正で快適な維持管理を持続的に行い、利用者の利便性、サービス向上と経費の削減の両立を図ります。

イ 産業・スポーツ施設としてのプロモーション活動

- 指定管理者が意欲をもって積極的に営業活動ができるような市との連携、支援を基本に、本市のスポーツ振興を牽引するとともに、地域経済や産業の振興につながる積極的なプロモーション活動を行います。
- 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会及び全国高等学校総合体育大会の地元開催に向け、受入体制の整備や気運の醸成に取り組みます。
- トップアスリートが集うような大規模な競技大会等や学校及びスポーツ団体の合宿等を誘致するため、全国への施設PRを行います。

ウ 三重武道館の運営

- 新たな三重武道館は、現武道館の移転整備という位置づけであることから、三重県と津市がこれまで以上に力を合わせ、各種武道大会や教室等を開催するなど三重県・津市の武道振興の拠点にふさわしい各種武道振興事業を実施し、武道の振興、推進を図ります。

(2) 競技力の向上

① 競技スポーツ団体の支援及び連携

【現状と課題】

- さまざまなスポーツ教室の開催や各種スポーツ大会の開催などにより、多様な市民のスポーツ活動の機会を提供し、市民の「参加するスポーツ」、「生涯スポーツ」のニーズに対応してきました。しかし、津市スポーツ協会に委任している競技力向上のためのスポーツ教室は平成19年度の23種目24教室で2,844人が平成25年度では24種目25教室で2,676人の受講と減少傾向にあります。今後、市民の競技力向上を図るには、「競技スポーツ」を対象とした大会や教室の充実が求められています。

○平成30年に全国高等学校総合体育大会、平成33年に国民体育大会・全国障害者スポーツ大会という大規模な全国大会が三重県で開催されることを見据えて、選手の育成・強化を計画的に進める必要があります。

【具体的な施策】

ア NPO法人津市スポーツ協会の支援及び連携

○津市スポーツ協会は、平成24年10月にNPO法人格を取得し、自主性と独自性のある事業の展開の推進が期待されます。現在、加盟団体は37団体で、今後も競技スポーツの専門集団として、その組織力を基に市民体育大会を始めとする各種目別の競技大会や教室の充実により、競技スポーツの普及・振興や競技力の向上を図れるよう支援します。また、国体での活躍が期待される小・中学生を中心に、国体開催種目の体験教室やスキルアップ教室等が実施できるよう支援します。

イ 津市スポーツ少年団の支援及び連携

○津市スポーツ少年団は、現在、加盟団体は120団体で、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成につなげるため、今後も少年団間の交歓や交流を図れるよう支援しますが、同時に、団体の自主的で自由度の高い活動を可能にするため、自立を促す方向で検討を進めていきます。

② 地域の競技力の向上

【現状と課題】

○本市出身の吉田沙保里選手（レスリング）や西岡良仁選手（テニス）がオリンピックなど世界の舞台で大活躍していることは、市民に大きな夢や感動を与えています。国際大会や全国規模の大会に出場する本市出身の選手の活躍は、市のスポーツ振興の牽引役となり、市民にとっての誇りとなります。国際大会や全国規模の大会で活躍できる選手を育成するためには、スポーツ関係団体や各競技団体と協働し、有望な選手やチームに対する支援に重点をおいて育成していく必要があります。

○東海大会以上の大会に出場する選手に対して補助金を交付するなど、スポーツの振興や競技力の向上に努めています。

【具体的な施策】

○スポーツ関係団体や各競技団体と連携・協働し、本市から全国大会や国際大会で活躍できる選手をより多く輩出するために、有望な選手やチームに対する支援等を図ります。

○市内に大学等の高等機関が多く立地しているメリットを最大限に活かし、スポー

ツ医・科学の成果を競技力の向上に活用させていく必要があります。このため、専門機関、津市スポーツ協会及び各競技団体等と連携を図り、国際大会・全国大会で活躍できる選手の育成・指導の充実のため、一貫指導システムの整備・確立への支援等に積極的に努めます。

- トップレベルの指導者や競技者による教室等の開催にも、関係機関や関係団体の連携・協力を得ながら積極的に取り組みます。
- 実力のあるチームやアスリートを招き、地元チーム等と交流試合や合同練習を行うなど、高い技術にふれることや東海大会以上の大会に出場する選手に対して補助金を交付することで、地域の競技力の向上をめざします。
- 研修会等の開催及び他の主催研修会への参加促進を図り、スポーツ指導者の確保・養成を図ります。また、研修会の開催などを活用し、市民のニーズを踏まえた情報の提供を行い、指導者の資質の向上を図るとともに、スポーツ指導者の活動機会の充実を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション活動機会の充実

① スポーツ振興のための推進体制の確立

【現状と課題】

- 市民が生涯にわたって、健康で心豊かな生活を送るためのスポーツを推進していくためには、スポーツ団体と行政の連携が不可欠であることから、今後さらに連携・相互支援の強化が必要です。
- 関係機関や行政体制においては、教育部門などスポーツ活動の振興に係る本市の関係部局間が連携し、様々な市民のニーズに対応し得るスポーツ推進体制にしていく必要があります。

【具体的な施策】

ア 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の地元開催に向けた受入体制の整備

- 平成25年度に新産業スポーツ施設推進室を設置し、津市産業・スポーツセンターの供用開始に向けた体制整備を図りました。今後も、より一層、効果的かつ機能的な推進体制を検討するとともに、全国高等学校総合体育大会(平成30年)、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会(平成33年)の地元開催に向けた受入体制の整備を進めます。

イ 教育委員会との積極的な連携

- 学校施設開放事業の促進や小・中学生の体力向上と運動能力を高める取組など生涯スポーツの推進の立場から教育委員会との連携を強化します。

ウ 各スポーツ団体と行政の連携・相互支援の強化

- 市民の多様なニーズに対応したスポーツの提供及びスポーツを取り巻く環境の

変化に適切に対応するため、各スポーツ団体と行政の連携、相互支援の強化を図ります。また、各団体の自立を促すような支援のあり方についても検討を進めます。

② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

【現状と課題】

○市民各自の健康・体力、運動能力の状況やライフステージなどに応じ、生涯にわたってスポーツに親しむことができる社会、いわゆる「生涯スポーツ社会」の実現のためには、子どもから高齢者まで、初心者からエキスパートまで、そして男女を問わず、様々な市民のスポーツ活動に対する興味・関心に併せて、より多くの機会を提供することにより、広くスポーツ活動を振興していくことが必要となります。

【具体的な施策】

ア 市民の週に1日以上スポーツを行う比率の増加

○本市における市民の週に1日以上スポーツを行う比率は、津市スポーツ振興計画（平成21年3月策定）では26.3%でしたが、平成26年度の市民アンケート調査の結果では34.5%と増加しています。子どもから高齢者まで、初心者からエキスパートまで、また男女問わず様々な市民に、スポーツ活動の機会をより多く提供することにより、国が目標としている65%（3人に2人）をめざします。

イ 自然の積極的な活用

○市民のスポーツに係るニーズが複雑・多様化する中で、本市の特性である山から海までを有する自然を活用し、海洋スポーツなど自然体験型のスポーツ活動を行えるよう、その振興を図ります。

③ 子どもから高齢者まで参加できるスポーツ・レクリエーション教室の開催

【現状と課題】

○健康づくりや生きがいづくりのため、そして市民がスポーツ・レクリエーションへ主体的に参加できるきっかけづくりのため、各種のスポーツ・レクリエーション教室を開催しています。スポーツ・レクリエーション教室は、平成19年度の8種目20教室で572人の受講が平成25年度では11種目16教室で577人の受講となりました。

【具体的な施策】

ア 参加者の増加

○市民の多様なニーズに対応したスポーツ・レクリエーション教室を指定管理者

と連携して開催し、参加者数の増加を図ります。

イ 健康づくり、体力づくり、基礎技術の向上

○日頃、スポーツ活動の機会に恵まれない市民やスポーツの初心者はもとより、ニュースポーツを志向する市民のニーズに対応し、シニア・ジュニア・初級教室、津市スポーツ協会・地区体育振興会での教室の開催をすることにより、子どもから高齢者まで幅広い世代の健康づくり・体力づくり、競技種目の基礎技術の習得などを実現します。

④ スポーツ・レクリエーションイベントの充実

【現状と課題】

○スポーツ・レクリエーションイベントの開催は、市民にスポーツの楽しさや、充実感や爽快感・達成感を得る場を提供し、スポーツ人口の拡大につながるものと考えられます。本市においても、津シティマラソン大会や津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバルなど各種団体を中心に様々なスポーツイベントが開催されていますが、参加者の拡大に向けて、イベントの内容や時間、場所など、参加者の多様なニーズに応えとともに、開催種目の工夫や開催場所・時期の変更等、様々な取組が求められます。

【具体的な施策】

○津シティマラソン大会については、新たなコース設定などより多くの人が参加できる手法や仕組づくりを進めます。また、津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル等のスポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援します。

⑤ 女性のためのスポーツ環境の充実

【現状と課題】

○本市における女性が週に1日以上スポーツを行う比率は、津市スポーツ振興計画（平成21年3月策定）では23.5%でしたが、平成26年度の市民アンケート調査の結果では32.6%と増加していますが、男性の36.4%に比べて低い状況となっています。

○スポーツ教室の参加者や総合型スポーツクラブの会員数については、女性が男性を上回っています。しかしながら、20歳～30歳の子育て期にある女性については、男性を下回っています。

【具体的な施策】

○子育て期にある女性の参加を促していくために、ファミリーでの参加ができるプログラムなど女性が参加しやすいスポーツ環境の充実を図るため、各スポーツ団

体に働きかけていきます。

⑥ 高齢者のスポーツ活動の充実

【現状と課題】

○高齢者のスポーツは、生活習慣病や寝たきりの予防、高齢者の生きがいづくりなど様々な面で効果が期待できるといわれています。高齢者が気軽にスポーツ活動ができるスポーツ教室やスポーツイベントの開催により、高齢者がスポーツに親しむ機会を増やす環境づくりが必要です。

【具体的な施策】

○高齢者が気軽にスポーツ活動ができるスポーツ教室やスポーツイベントの開催など、高齢者がスポーツに親しむ機会を増やす環境づくりを行います。また、高齢者が安心してスポーツを楽しめるように、高齢者の参加しやすい競技種目やレクリエーションの活動の支援・普及を目指し、指導者の養成や団体への働きかけを行います。

⑦ 障がい者のスポーツ活動の充実

【現状と課題】

○障がい者スポーツは、運動機能の維持・回復のためとして行われるだけでなく、スポーツを介した周囲とのコミュニケーションの充実やスポーツを通じた自己表現の喜びの獲得、スポーツを楽しむことでの生きがいの発見など障がい者の社会参加に重要な役割を持つものであり、障がいの種別や程度にかかわらず、積極的に参加できるような環境づくりが必要です。

【具体的な施策】

- 障がい者にスポーツとの出会いの機会をつくるため、障がい者スポーツへの理解と指導者の発掘に努めます。また、障がい者と健常者とのスポーツを通じた交流を支援します。
- 施設の改修に併せて、スロープや多目的トイレの設置等スポーツ施設の環境整備を行い、障がい者がよりスポーツに親しめるように努めます。

⑧ スポーツボランティア活動の充実

【現状と課題】

○近年「するスポーツ」「みるスポーツ」に加えて「支えるスポーツ」としてスポーツボランティアの活動が注目されています。三重県においても県内で開催されるスポーツイベントや大会を円滑に運営するために、「みえのスポーツ応援隊(ス

スポーツボランティアバンク)」が平成24年度に設置されました。本市においても様々なスポーツイベントがあり、スポーツボランティアの活動や協力が大きな役割を担っていることから、人材の発掘、育成が課題となっています。

【具体的な施策】

- 国民体育大会等の大規模な全国大会の開催を見据えて、「みえのスポーツ応援隊」との連携を図ります。また、スポーツ活動を様々な形で支えるスポーツボランティアの活動の魅力や必要性を市民に啓発し、スポーツボランティア活動の充実を図ります。

⑨ スポーツ指導者等の確保及び養成

【現状と課題】

- 競技スポーツや生涯スポーツの振興を進めるためには、その担い手となる各スポーツ団体の活動を促進することが必要です。そのためにも、各団体と連携して、指導者の講習や指導者の活用の促進、市民の活動ニーズに対応した指導者の育成・確保を図る必要があります。

【具体的な施策】

ア スポーツ指導者等の顕彰

- 本市のスポーツ振興に大きく貢献した指導者等に対する「津市スポーツ功労賞」等に係る表彰についても積極的に行います。

イ 積極的な地域活動への参加、地域におけるスポーツ指導

- 団塊の世代を始めとする中高年者のスポーツに係る豊かな経験、知識や技術をスポーツを通じた地域活動に積極的に参加させる中で活用するなど、地域においてスポーツの指導ができるよう支援します。

ウ スポーツ指導者の登録者数の増加、質の向上

- スポーツ指導者の登録者数を増加させるとともに、研修会等の開催及び他の主催研修会への参加により、スポーツ指導者の資質を高めます。

⑩ スポーツ推進委員の育成及び支援

【現状と課題】

- スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき地域の指導者として設置されており、委員数は平成21年度119人から平成26年度122人と微増しています。
- スポーツ推進委員は、地域のスポーツ振興の担い手としてスポーツ教室を開催したり、体育振興会と共に運動会やハイキングなどを開催しています。
- スポーツ推進委員会を組織し、事業調整部会・研修部会・広報部会に分かれ、それぞれ部会活動を通じて講演会や研修会に積極的に参加して資質の向上などを図

っています。

【具体的な施策】

ア 活動の場の拡大

○多様な市民ニーズに応じた、きめの細かいスポーツ活動を推進するため、スポーツ推進委員の活動の場を増やすとともに、必要に応じ定員数の見直しや指導員経験者の活用などを図ります。

イ コーディネーターとしての活用

○総合型地域文化・スポーツクラブや地区体育振興会の育成の中心的役割を担う人材として、実技指導だけでなく、最も地域に密着した指導者であるという特性を最大限に活かし、地域住民と行政の調整役（コーディネーター）としての役割を担い、地域からのスポーツ振興に努めます。

⑪ 津市スポーツ・レクリエーション協会の支援及び連携

【現状と課題】

○津市スポーツ・レクリエーション協会は、社会の変化とともに、多様な市民ニーズに対応してレクリエーションの普及やニュースポーツの普及など、生涯スポーツの推進の団体となってきています。現在、加盟団体は12団体で、生涯スポーツの大会や市民が参加しやすいウォーキング等のイベントを開催しています。

【具体的な施策】

○高齢社会の中で、多様な市民ニーズに対応したレクリエーションやニュースポーツの普及を今後も図れるよう支援します。

○協会の自立を促すような支援のあり方についても検討を進めていきます。

⑫ 総合型地域文化・スポーツクラブの支援

【現状と課題】

○総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体となり、中学校区程度の地域において、身近なスポーツ施設である学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点として活動する団体です。地域住民の誰もが参加できるクラブとして設立支援を図っています。現在、総合型地域文化・スポーツクラブは9団体が活動しています。また、クラブ助成財源として見込んでいたスポーツ振興くじ助成金（toto）の助成制限、クラブの自主運営で最も必要とされる人材の確保など、クラブ設立後の継続的な支援が要望されている状況です。

【具体的な施策】

ア 未整備地区における普及・創設支援

○総合型地域文化・スポーツクラブが設立されていない地域に対しては、その設立のための啓発活動を行い、同クラブの育成のための機運を高め、また、地域の実情も踏まえ複数の中学校区にまたがってのクラブ設立を行えるような弾力的な育成支援も検討していきます。

イ 既存の総合型クラブの支援

○既存の総合型クラブについては、会員確保や活動PRのための広報活動、自主財源の確保、指導員等の人材確保、学校体育施設等を活用した拠点の確保などに努めます。

⑬ 地区体育振興会の支援

【現状と課題】

○各地区体育振興会は、地域住民の健康づくり、体力づくりやスポーツ・レクリエーションの振興を目的として設立されています。設立数は、平成19年度の43地区から平成26年度63地区と増加しました。主として、各小学校の体育施設を活動の拠点としているほか、身近に利用できる場所を確保し、地域の実情・環境に応じた事業を実施しています。

【具体的な施策】

○各地域において、ニュースポーツ・球技大会・レクリエーションイベント等を開催し、地域住民のスポーツ・レクリエーションの振興や地域でのスポーツ活動機会の提供により、スポーツ人口の掘り起こしを行い、併せて地域の活性化を推進できるよう支援します。

⑭ 海洋スポーツの普及・振興

【現状と課題】

○津ヨットハーバーは、昭和50年の国民体育大会を機に整備され、以来、レザー級の太平洋選手権や470級世界選手権をはじめとする国際的な競技会場として、世界も認めるポテンシャルを誇っています。しかし、建設後、約40年の月日が経ち、施設の老朽化とともに利用者数も減少しています。

【具体的な施策】

○海洋スポーツの普及・振興及び青少年の健全育成を図る海洋スポーツの拠点として、日本財団及び三重県とともに津ヨットハーバー及び財団法人海洋スポーツセンターの施設整備を行います。これによって、国際的または全国的なセーリング競技の大会会場として最適な環境を整えるとともに、当該施設の拠点性を高め、海洋スポーツの普及・振興を促進します。

⑮ スポーツ情報の収集・提供

【現状と課題】

○市民へのより一層のスポーツに関する情報の周知とスポーツ愛好者の拡大を図るため、本市及び津市スポーツ協会等のホームページの活用、市政情報誌である「広報津」、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディアにより、本市主催で開催される教室やイベントの情報を始め、スポーツ施設の情報を提供しています。今後はスポーツに関係する団体が独自でスポーツに関する情報を提供でき、広く市民がスポーツに関する情報を共有できることが望まれています。

【具体的な施策】

ア ホームページ等インターネット媒体の利用

○市民へのより一層のスポーツに関する情報の周知とスポーツ愛好者の拡大を図るため、市のホームページのスポーツに関する情報の充実を図るとともに、スマートフォンやタブレット端末への対応、施設利用案内予約システムの構築などの導入を検討します。

イ 広報紙等の活用

○「広報津」の積極的な活用により、広く市民に情報提供するとともに、関連部局間の連携を密にし、各種冊子の発行により、より効率的・効果的な情報の提供を進めます。

ウ 行政・民間放送の活用

○今後も、行政情報番組「まるっと津ガイド」を活用し積極的にマスメディアへ働きかけるような情報提供の展開や主体的に提供できる広報手段のより一層の活用を図ります。

(4) スポーツ施設の管理・整備

① スポーツ施設の管理・改修

【現状と課題】

○本市には、体育館9施設、野球場3施設、運動広場・グラウンド15施設、テニスコート15施設など61のスポーツ施設が存在します。現在、津及び安濃地域の施設以外は本市直営の施設となっていますが、より効果的・効率的で利用しやすい管理運営の推進に努める必要があります。

○老朽化が進んでいる施設も多いことから、「津市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、計画的に修繕や改修を進める必要があります。

【具体的な施策】

ア スポーツ施設の管理

○利用者の安全性と利便性を高めるよう施設管理を行います。

○各スポーツ施設の管理運営について、すべての地域を対象に指定管理者制度を導入するなど民間活力を積極的に導入します。

イ スポーツ施設の改修

○「津市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、安全性と利便性の確保の観点や修繕等の必要性の高いものから、順次当該施設の修繕や改修、設備の充実を行い、機能強化に取り組みます。

② スポーツ施設の整備

【現状と課題】

○本市のスポーツ施設は、合併前の旧市町村によって整備された施設も多くあることから、同種の施設が近辺に複数設置されている場合も少なくなく、統廃合も含めこれらの施設の適正配置と効率的な活用が求められています。

○「津市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、津市産業・スポーツセンター等を含め市域全体でのスポーツ施設の適正な配置と整備を図る必要があります。

○合併特例債の事業期間が5年間延長できることとなり、本市においては平成32年度までが計画期間となることから、有利な財源である合併特例債を活用し、国体に向けての施設整備を含む老朽施設の大規模な改修を行うことが望ましい。

【具体的な施策】

ア 新たなスポーツ施設の整備検討

○安濃中央総合公園内の多目的グラウンドについては、サッカー場などとしての活用を目的とした整備を進めます。

○(仮称)香良洲高台防災公園のスポーツ施設利用を検討します。

○屋外型スポーツ施設の整備を検討します。

イ 跡地利用の検討

○河芸町民の森のプール跡地の活用に向けた整備を進めます。

○津市民プール、津市体育館、三重武道館の跡地利用の方針を検討します。